

兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット「まやタン」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット「まやタン」(以下「マスコットまやタン」という。)の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 この規程に関する事務は、兵庫県薬物乱用対策推進会議事務局の兵庫県健康福祉部健康局薬務課(以下「事務局」という。)が担う。

(マスコットまやタンに関する権利)

第3条 マスコットまやタンに関する著作権および商標権など全ての権利は、兵庫県薬物乱用対策推進会議に属する。

(使用目的)

第4条 着ぐるみの利用目的は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 薬物乱用防止に関する啓発活動
- (2) その他、兵庫県薬物乱用対策推進会議長(以下「議長」という。)が適当と認める活動

(利用申込の提出)

第5条 着ぐるみを利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ「兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット「まやタン」着ぐるみ貸出申込書」(様式第1号)を事務局に提出し、その承諾を得なければならない。

(利用の承諾)

第6条 前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの利用を承諾するものとする。

- (1) 兵庫県薬物乱用対策推進会議の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい利用方法に従って利用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に利用するとき(ただし、議長が特に認める場合を除く)。
- (6) 利用目的が、第4条に適合しないと認めるとき。
- (7) その他、議長が着ぐるみの利用について不適当と認めたとき。

(利用料)

第7条 利用料については、無償とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに利用すること。
- (3) 利用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で利用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で利用しないこと。
- (6) その他、議長が特に付した条件に従って利用すること。

(利用の承諾の取消し)

第9条 利用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その利用の承諾を取り消すとともに、その利用者への貸与は行わない。この場合、利用者に損害が生じても、兵庫県薬物乱用対策推進会議はその責めを負わない。

(原状復帰)

第10条 着ぐるみを紛失、損傷又は汚損した場合、利用者の責任と負担により、クリーニング、修理その他必要な措置を講じ、原状に復さなければならない。

(兵庫県薬物乱用対策推進会議の責任)

第11条 着ぐるみの利用により、利用者が被った被害、または利用者が第三者に与えた損害に対しては、兵庫県薬物乱用対策推進会議は一切その責めを負わない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。